

佐賀県訓令甲第二号

本 庁

現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成十七年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第二条の表の循環型社会推進課の項の次に次のように加える。

佐賀県立博物館	武雄市	佐賀県立宇宙科学館における収蔵品の保管及び管理に関すること。
---------	-----	--------------------------------

第三条中「国内における派遣研修で、」を削り、「もの」を「派遣研修」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。